

令和3年度 社会福祉法人白子町社会福祉協議会事業計画

I. 事業方針

白子町社会福祉協議会では、地域住民の皆様やボランティア、民生委員・児童委員、各種福祉団体及び行政等の関係機関との連携により、「地域共生社会」の実現を目指し事業を遂行しているところです。

しかしながら昨年度は、コロナ禍のもと様々な事業が縮小または中止を余儀なくされました。

令和3年度は、コロナ禍の影響は予測できないものの、感染リスクを極力下げる努力をしつつ、様々な工夫をしながら人と人とのつながりを回復し再構築する取り組みを進め、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創り、高め合う社会の実現を目指していきます。

II. 重点事業

- 1 災害時に対応できるボランティアセンターの組織体制の整備（ボランティアとの協力）
- 2 婚活支援（若者の出会いの場の提供）
- 3 子育て支援（子育てサロンの実施）
- 4 福祉教育の推進（小中学校、高校、地区社会福祉協議会、教育委員会、行政が協働して取り組む）
- 5 地区社会福祉協議会活動の推進（フレンドサロン・夢サロン・お出かけサロン・いきいきサロン等の推進）
- 6 在宅福祉サービスの推進（給食サービス事業・紙おむつ支給事業・外出支援サービス事業）
- 7 ボランティアセンター事業の推進
- 8 相談事業の推進
- 9 広報啓発活動の強化
- 10 地域包括支援センター運営事業の受託（総合相談・地域ケア会議等）
- 11 介護予防事業の充実及び認知症施策の推進

令和3年度 事業実施計画

事業名	目的	主な実施内容
<p>社協の充実強化</p>	<p>組織活動の効果的な運営と社協財源の確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 役員・職員の研修への積極的参加 2. 理事会、評議員会の開催（各2回） 3. 関係機関・団体との連携強化 4. 社協広報誌の発行（年3回）7月・10月・3月 5. 会員募集（10月1日～3ヶ月間、1世帯500円）
<p>地域福祉事業 2, 194千円</p> <p><内 訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社会福祉協議会事業 1, 464千円 (会費 204千円) (共同募金 420千円) (町補助金 840千円) 	<p>町民の福祉意識の向上を図り、自主的な地域活動への参加、地域の中で安心・充実した生活が出来る事を目的に運営及び企画を行う。また、関係機関・団体と連携を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区社会福祉協議会の効果的運営 ※フレンドサロン・夢サロンの充実 (関地区・南白亀地区・白潟地区) 2. 広報活動と福祉意識の啓発 (1) 福祉のまちづくり推進・広報活動 (2) 福祉教育活動の推進 ※ 白子中学校・関、南白亀、白潟小学校及び茂原高校 関、南白亀及び白潟地区社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンター事業 664千円 (会費 145千円) (町補助金 519千円) ・ 地域ぐるみ福祉振興基金 66千円 (県助成金 66千円) 	<p>町民のボランティア活動への関心を高め、ボランティア活動の活性化を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害ボランティアセンター立ち上げの訓練 2. ボランティア発掘と養成 3. ボランティア連絡協議会への援助 4. ボランティア団体の活動助成 5. ボランティア情報の発信 6. 相談・登録・斡旋の実施 7. 各種養成講座の開催（年5回） (夏季ボランティア講座・介護予防レクリエーション等講座) 8. 必要に応じて各種実態調査

事業名	目的	主な実施内容
<p>在宅福祉事業 2, 373千円</p> <p><内 訳></p> <p>給食サービス 674千円 (会費 146千円) (町補助金 528千円)</p> <p>紙おむつ支給 1, 699千円 (会費 299千円) (町補助金 1, 400千円)</p>	<p>在宅福祉サービスを実施し、見守り活動や在宅で介護している家族の負担の軽減を図り、在宅生活を支援する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町内に在住の75歳以上の一人暮らし高齢者で、知人・隣人・親戚等との往来が週に1度程度か、それより少なく、介護保険の要支援・要介護認定者で、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの訪問系・通所系サービスを受けていない方で、食事制限のない方に対する安否確認のための給食サービス（月2回）。 利用期間は原則1年間とする。 2. 要介護4以上及び重度心身障害者等で、在宅の常時おむつ使用者に紙おむつ及び紙おむつ排出用ごみ袋（4月からの支給で最大年間50枚、7月、10月、1月からの支給者については、10枚ずつ減少）を支給 4月・7月・10月・1月（年4回） 3. 福祉器具の貸付 車椅子・福祉車両の貸付
<p>貸付事業 1, 405千円</p> <p><内 訳></p> <p>生活援護資金 1, 323千円 (自主財源 1, 323千円)</p> <p>生福・つなぎ資金 82千円 (県受託金 82千円)</p>	<p>低所得世帯等の経済的自立と安定した生活を維持するため、各種資金の貸付を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活援護資金の貸付 2. 生活福祉資金、総合支援資金、つなぎ資金の貸付

事業名	目的	主な実施内容
<p>共同募金事業 2, 621千円</p> <p>赤い羽根共同募金 2, 111千円 (配分額 2, 102千円) (参加費 9千円)</p> <p>歳末たすけあい募金 目標額 510千円</p>	<p>住民に対し共同募金活動への理解を深め、地域福祉活動の充実を図る。</p>	<p>1. 赤い羽根共同募金運動（10月1日～3ヶ月間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝賀会 実施 ・助成事業 幼児サークル、地区社協、スマイルクラブ、民生委員調査費 ・社協広報7月号・10月号・3月号 発行 ・子育てサロン事業費 <p>2. 歳末たすけあい運動（12月1日～1ヶ月間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうあい訪問 ・自治会福祉活動への助成 ・幼児サークル支援、障がい者団体支援
<p>外出支援サービス事業 5, 697千円 (町受託金 5, 697千円)</p>	<p>介護を必要とし歩行困難な高齢者等に対し、外出の介助を行う。</p>	<p>移送車両による医療機関や公共交通機関への送迎対象</p> <p>1. 単独での移動が困難で公共交通機関を単独で利用できない1人暮らし高齢者・高齢者世帯（65歳以上）で下記のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険法に基づく「要介護者」及び「要支援者」 ② 障害者総合支援法に基づく「障がい者」 <p>2. 人工透析療法を受けていて、家族等による送迎ができない者</p> <p>運行日 月・火・水・金曜日（祝日・年末年始は除く）</p>

事業名	目的	主な実施内容
外出支援検証事業 4,950千円 (町受託金 4,950千円)	高齢者や、身体の不自由な方を町内の医療機関、買い物、停留所等に送迎し外出の支援する。	軽自動車による医療機関や公共機関、スーパー・商店などへの送迎 対象 1. 町内在住 2. 75歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯であり、1人で車両へ乗降が出来る者 運行日 月曜日～金曜日（祝日土日・年末年始は除く） 回数 1人片道月8回
心配ごと相談事業 121千円 (会費 60千円) (町補助金 61千円)	日常生活の様々な相談に応じ、適正な助言を行い、関係機関と連絡を取り問題解決の手助けを行い、福祉の増進を図る。月に1回、行政相談委員、人権擁護委員と合同で相談会を開催し、より相談内容の範囲を広げて、身近な相談の機会を提供する。	相談所の開設 ・一般相談：毎週水曜日（午前9時～正午）年間38回 ※ 茂原市社協との契約により法律相談年間8回紹介 ・合同相談会：毎月第2水曜日（午前9時～正午）年間10回
結婚相談事業 1,000千円 (町受託金 1,000千円)	結婚活動対象者の出会いの場の機会を提供し、結婚支援する。 また町内結婚相談員制度を新たに組織し、町内全体で婚活を推進する町づくりを目指す。	結婚活動及び結婚相談員事業の運営 ・結婚相談受付・登録の推進 ・パーティー及び交流会の開催 ・結婚相談員連絡会の開催 ・結婚活動の支援
日常生活自立支援事業 734千円 (利用料 35千円) (県社協受託金699千円)	高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力等に不安がある者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、自立した生活が送れるように支援する。	・福祉サービス利用援助事業 ・財産管理サービス ・財産保全サービス

事業名	目的	主な実施内容
団体助成事業 981千円 (町受託金 981千円)	福祉団体を助成し、活動を支援する。	1. 民生委員児童委員協議会 150千円 2. 母子寡婦福祉会 71千円 3. 保護司会 85千円 4. 遺族会 184千円 5. 障がい者福祉会 437千円 6. 更生保護女性会 54千円
地域包括支援センター事業 23,597千円 (町受託金 22,563千円) (介護保険 1,034千円)	地域住民の心身の健康の維持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。	1. 総合事業 ①介護予防ケアマネジメント ・ケアプランの作成 110件の見込み ②ふれあい幸民館(通所B)・脳のトレーニング教室(通所B) ・一般介護予防事業から総合事業(住民主体の通いの場、通所Bへ移行) 教室運営の後方支援していく。 ③一般介護予防事業 ・介護予防の普及啓発 目標：年2回20会場 (サロン・ミックストレーニング・健康倶楽部) ・介護度重度化防止出張教室の取組み (健康倶楽部) 目標：月1回14会場 各10名 ※推進委員の研修会 月1回のリズムダンス講習会に参加 2. 包括的支援事業 ①一人暮らし高齢者見守り活動ネットワークづくり ・給食配達時に見守り活動連絡票で健康状態等を把握 ・福祉調査票の管理 ②総合相談支援 年：250名 延べ1,200件の見込み ・本人・家族・近隣・関係者等から総合的に相談を受け解決出来るように支援する。 ・問題を抱えている1人暮らし高齢者世帯等に訪問 ・もの忘れ相談会の開催に取り組む ③権利擁護 日常生活自立支援事業及び成年後見制度等の利用促進 高齢者虐待支援・消費者被害支援等

事業名	目的	主な実施内容
		<p>④包括的・継続的ケアマネジメント支援 目標：年3回20名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員への助言及び困難事例の支援等 ・介護・医療の連携の研修 年1回 <p>⑤地域ケア会議 年3回：6事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースを多職種で高齢者の自立支援に向けた検討を行い助言や検討を行う。また地域課題の抽出を行う。 ・モニタリングを行い会議で報告する。 <p>開催日：6月23日・9月22日・1月26日</p> <p>⑥在宅医療・介護関係者の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会の実施を行う ・退院支援を行う ・医療介護関係者からの相談内容の周知を行う <p>⑦任意事業</p> <p>ア．認知症サポーターの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターステップアップ養成講座の開催 ・認知症カフェ等で活動支援の場をつくる <p>イ．家族介護支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症を抱える家族交流会（おしゃべりサロン） <p>介護している家族への負担軽減及び介護・予防の情報提供（土曜日開催）・自主活動支援 目標：年6回 7家族</p> <p>ウ．認知症カフェ立ち上げ支援の協力を行う。</p> <p>⑧長生管内地域包括支援センター定例会 6回</p> <p>⑨認知症ケアパスの活用を行う。</p>
<p>認知症初期集中支援推進事業 338千円 (町受託金 338千円)</p>	<p>認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに訪問して、困りごとや心配ごとの相談に対応し、チームで対応し解決に結び付くように支援する。</p>	<p>自宅にチーム員が一定期間（概ね6ヶ月以内）集中的に支援</p> <p>チーム員：サポート医・保健師・介護福祉士・社会福祉士</p> <p>対 応：専門医療機関の紹介 受診に向けた適切な方法 介護保険サービスの利用等</p> <p>相 談：総合相談等から抽出してケースを選択する</p> <p>※各戸にパンフレットを配布して、事業の周知を図る。</p>

事業名	目的	主な実施内容
いきいき健口教室事業 116千円 (町受託金 116千円)	一般介護予防事業の一環として、口腔機能の低下を早期に発見し改善する。 食べる楽しみ、低栄養の予防、誤嚥・窒息予防等の知識と技術を学び、健康維持、増進を図る。 参加者が継続的に実施できるよう支援する。	一般介護対象者(基本チェックリスト該当者)の口腔・栄養機能の向上 ①舌や口腔周囲筋の筋力増強や可動域訓練。 ②発声訓練、嚥下パターン訓練。 ③低栄養改善、予防の講話 10月～12月(8回)
生活支援体制整備事業 2,000千円 (町受託金 2,000千円)	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの育成 ・協議体会議の実施 ・行政、地域包括支援センター、地域住民等との連携
介護支援サポーター事業 50千円 (町受託金 50千円)	高齢者が介護支援サポーター活動を通して積極的に社会参加し、地域貢献することを奨励するとともに、高齢者自らの自発的な介護予防を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援サポーターの育成 ・介護支援サポーター活動評価ポイントの管理 ・受入施設との連携